

国立大学法人東京医科歯科大学大学力向上戦略会議規則

（平成26年4月3日）
規則第33号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第14条第2項の規定に基づき、大学力向上戦略会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 学長が指名する副学長 若干名
- (3) 学長が指名する副理事 若干名
- (4) 学長が指名する者

2 前項第4号の委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 本学の大学力向上に関する事項及び学長から指示のあった事項を審議する。

（議長）

第5条 会議に、議長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、学長戦略企画課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学企画・国際交流戦略会議規則（平成20年規則第12号）は、廃止する。

3 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、「学長企画室」とあるのは、「総務部総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。